

議案第 23 号

羽生市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市消防事務手数料徴収条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削る。

第 5 条中「詐偽」を「偽り」に改める。

第 6 条の見出しを「（委任）」に改める。

別表（2）の項手数料の額の欄中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に、「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に、「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に、「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に、「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に、「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に、「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に、「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明